

議案第 35 号 平成 27 年度江南市一般会計補正予算第 1 号

に、日本共産党議員団を代表し、反対の立場で討論を行います。

この補正予算は、沢田市長の体制での初の予算となります。学童保育施設の増設や雨水貯留施設の整備、乳児避難所整備など前向きな予算計上があり、また予算化はされていまいものの施政方針で言及があった、公共交通網の確立、新図書館の建設、中学校卒業までの医療費無料化、市長退職金の削減、資源ごみリサイクルセンターの常設などの方針は、市民要望に沿った政策として歓迎をするものです。

しかしながら、補正予算の中で、以下の点で疑問があります。

1 点目は、布袋駅東地区交通結節点整備事業についてです。駅東広場の完成に合わせて雨水排水施設を整備するというものですが、地元要望に応じて浸水被害の軽減を図る点はよいとしても、計画の前提となる駅東地区の道路整備が全て本当に必要でしょうか。

とくに、市道東部 280 号線は、住宅がたちならび、開業中の歯科医院まである地域を突っ切って幅員 12m の道路を作ろうとするもので、莫大な営業補償、移転補償費用が必要となります。建設産業委員会の報告では、この 280 号線の整備費用としてわずか 300m の区間に 6 億 2000 万円とのこと。とてもその額で収まるとは考えられませんし、住民要望にもとづく道路整備であるとは認められません。

布袋地区には、鉄道高架化事業 189 億円を含め、土地区画事業や高架関連事業、周辺整備事業などで、これまでとこれからで、約 300 億円近い税金が投入されます。さらに、浸水対策や布袋駅エスカレーター設置、高架下の活用、古い町並みが残る地域の道路整備や修景事業など、今後も次々と関連事業の計画があり、布袋地域へ集中した財政投入が続きます。本当にこのまま進んでいって大丈夫でしょうか。

市内全域の調和のとれた整備の重要性、江南市が早急に対応を迫られている数々の事業、市民生活支援のため、緊急に対応しなければならない事業の存在など、市の財政事情を総合的に考慮して、緊急性・必要性の低い事業は極力抑え、経費節減をはかるべきではないでしょうか。

宮田導水路上部整備事業を縮減方向へ転換しようとしたように、この布袋駅周辺の道路整備や関連事業も、いったん立ち止まり、見直しを図るべきではないでしょうか。

2 点目は、布袋駅エスカレーター設置事業の債務負担行為 2 億 3000 万円についてです。市民要望に応えるために設置すること自体を問題にするものではありませんが、名鉄とかわそうとしている覚書案のように、設置費用の全額を市費で出し、設置後は市に帰属させ、県も名鉄もいっさいの建設費や、年間 900 万円と想定される維持管理費を負担しないなどの前提での設置は、大問題です。

この覚書案のまま締結することは絶対に避け、帰属を名鉄にすること、県および名鉄が建

設費、維持管理経費の一定割合を負担すること、また例えば、低層 1.5mのエスカレーターは止めるなど、規模の縮小を図るよう求めるものです。

3点目は、学童保育と放課後子ども教室の一体型運営を図るために、古西小学校のプレパブ校舎の改修と関連経費が計上されていることです。学童保育も放課後子ども教室も、それぞれ大切な役割があり、かつ、同じ小学校に通う子どもたちがいっしょに遊ぶ場を設けるよう、それぞれが連携して取り組むのは有意義なことと考えます。

しかし、学童保育はようやく、基準が条例化され今年4月から施行されたばかりです。条例に沿った、学童保育施設の整備拡充と質の向上、大幅に不足している学童保育支援員の確保と質の向上、待遇の改善、対象学年の小学6年生までの拡大など、課題が山積しています。このような質的にも量的にも整備途上にある学童保育を、まずしっかりと条例にそって確立し、共働き家庭の子どもたちのかげがえのない生活の場を保障することが大切ではないでしょうか。

国の方針のままに、大急ぎで一体型運営を進めるのではなく、江南市の実情を踏まえた着実な取り組みが必要であると思います。国会審議でも取り上げられましたが、先行して一体化を進めた自治体の経験では、大規模化し、子どもたち同士が密接な関係を築くことができず、安心した居場所とならない、障害児など配慮、支援が必要な子どもたちに目が届かなくなる、放課後子ども教室が学童保育の代替のように使われるなど、学童保育の質的な後退が懸念され、一体型運用の弊害が指摘されています。

学童保育、放課後子ども教室、役割がちがいます。それぞれについて、きちんと整備しながら、連携して相乗的な効果が発揮できるよう、求めるものです。

4点目は、古知野西小学校と西部中学校をコミュニティスクールに指定し、平成29年度から実施するための準備の予算が計上されている点です。

コミュニティスクールは、平成16年に改正された地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき、学校運営に関して協議する機関として学校運営協議会を設置するものです。運営協議会委員は、保護者や地域の人たちから教育委員会が任命し、校長は、学校運営の基本的方針について運営協議会の承認を得なければならず、また、運営協議会は学校運営について教育委員会や校長に対して意見を述べることができ、教職員の採用などについても任命権をもつ教育委員会に意見を述べるなど、運営協議会は強い権限を与えられることとなります。

子どもたちの育ちを地域ぐるみで支え、地域に開かれた学校づくりを進めるために、従来からの組織、制度としてPTAや、学校評議員制度があり、江南市内では地域によっては、教育後援会の組織も存在し、それぞれ実践が行われてきました。これら地域住民や保護者が学校運営に参加する組織があるにも関わらず、これらの役割を検証し、これらとの関係を整

理することなく、あらたに学校運営協議会を設置すること疑問を感じます。

もっとも心配なのは、教職員や学校の実践を常に評価し、改善し、計画を策定するサイクルがこれまで以上に強く要求されるようになることです。しかし教育の営みは、短期間の実践で数字に表れるような成果を出せるものでは決してありません。目先の数字を追う教育が、子どもたちに良い影響を及ぼすとは考えられません。

多忙化を極める教職員の負担をさらに増やすことにつながることを心配します。

今、必要なのは、先進諸国の中で最低の教育予算を大幅に増やし、少人数教育を進めるなど、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育ができるよう環境を整えることではないでしょうか。

以上、4点について反対理由を述べて討論とします。